

予防短期生活入所介護 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合1割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(1割負担分)						サービス合計 × 1,055 (地域区分調整)	介護保険負担限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)
	基本サービス費 (円)	機能訓練加算 (円)	サービス提供体制加算Ⅱ (円)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅰ)	ベースアップ等支援加算						
要支援1	446	12	18	所定単位数	所定単位数	所定単位数	565	第1段階	320	300	110	
								第2段階	420	600		
								第3段階①	820	1,000		
								第3段階②	820	1,300		
								第4段階	1,171	1,800		
1,695												
要支援2	555	12	18	× 加算率 8.3%	× 加算率 2.7%	× 加算率 1.6%	695	第1段階	320	300	110	
								第2段階	420	600		
								第3段階①	820	1,000		
								第3段階②	820	1,300		
								第4段階	1,171	1,800		
1,825												
2,625												
2,925												
3,776												

※平成30年4月1日より水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算します。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率2.7% ※ベースアップ等支援加算…所定単位数×加算率1.6%
食事代、内訳朝食420円、昼食700円、夕食680円です。

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。個別機能訓練加算(56円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、療養食加算(1回8円/1日に3回限度)

※その他費用

- * 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、
- * ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。
- * もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。
- * 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。病院対応や自費の送迎は課税対象となります。
- * テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

予防短期生活入所介護 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合2割対象の方

介護度	介護保険サービス費(2割負担分)							サービス合計 × 1.055 (地域区分調整)	介護保険負担 限度額段階	居住費 (日)	食費 (日)	テレビ代 (日)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)
	基本 サービス費 (日)	機能 訓練加算 (日)	サービス提 供体制加算 Ⅱ (日)	介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)	特定処遇 改善加算(Ⅰ)	ベースアップ等 支援加算							
要支援 1	446	12	18	所定単位数 ×	所定単位数 ×	所定単位数 ×	1,131	第1段階	0	0	110		
								第2段階	0	0		0	
								第3段階	0	0		0	
								第4段階	1,171	1,800		4,212	
要支援 2	555	12	18	加算率 8.3%	加算率 2.7%	加算率 1.6%	1,390	第1段階	0	0	110		
								第2段階	0	0		0	
								第3段階	0	0		0	
								第4段階	1,171	1,800		4,471	

※平成30年4月1日より水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算します。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率2.7%

食事代、内訳朝食420円、昼食700円、夕食680円です。

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。個別機能訓練加算(56円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、

若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、療養食加算(1回8円/日に3回限度)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。

* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。

テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。

*テ

予防短期生活入所介護 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合3割対象の方

介護度	介護保険サービス費(3割負担分)							介護保険負担限度額段階	居住費 (日)	食費 (日)	テレビ代 (日)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)
	基本サービス費 (日)	機能訓練加算 (日)	サービス提供体制加算Ⅱ (日)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅰ)	ベースアップ等支援加算	サービス合計×1.055 (地域区分調整)					
要支援1	446	12	18	所定単位数 ×	所定単位数 ×	所定単位数 ×	1,696	第1段階	0	0	110	
								第2段階	0	0		0
								第3段階	0	0		0
								第4段階	1,171	1,800		4,777
要支援2	555	12	18	加算率 8.3%	加算率 2.7%	加算率 1.6%	2,085	第1段階	0	0	110	
								第2段階	0	0		0
								第3段階	0	0		0
								第4段階	1,171	1,800		5,166

※平成30年4月1日より水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算します。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率2.7%

食事代、内訳朝食420円、昼食700円、夕食680円です。

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。個別機能訓練加算(56円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、

若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、療養食加算(1回8円/日に3回限度)

※その他費用

* 各種教室(茶道150円、陶芸250円、料理教室150円、絵手紙教室100円、フラワーアレンジメント800円/利用時)、喫茶コーナー(50円/コーヒー代)、

理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。

* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。

* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。